資料 11

相模原市立相模川ふれあい科学館条例

昭和６２年３月２７日
条例第１０号

(趣旨)

第１条　この条例は、相模原市立相模川ふれあい科学館の設置及び管理について必要な事項を定める。

(設置)

第２条　相模川に生息する魚類その他の相模川に関する資料(以下「展示資料」という。)を展示し、及び相模川に対する理解を深める場を市民に提供することにより、相模川の自然に親しみ、自然を守り育てる心をはぐくみ、もつて豊かな市民文化の向上に寄与するため、相模原市立相模川ふれあい科学館(以下「科学館」という。)を相模原市中央区水郷田名１丁目５番１号に設置する。

２　展示資料を展示するため、科学館に展示室(展示室と一体として設けられた施設で、規則で定めるものを含む。以下同じ。)を置く。

(休館日)

第３条　科学館の休館日は、次のとおりとする。

（１）月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)第２条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)又は同法第３条第２項に規定する日に当たるときは、その翌日とする。この場合において、当該その翌日が祝日に当たるときはその祝日の翌日、当該その翌日が同法第３条第３項に規定する日に当たるときはその日の翌々日とする。

（２）前号の規定にかかわらず、１２月２９日から翌年の１月３日までの日

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が定める日

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

３　市長は、第１項第３号の規定により休館日を定め、又は前項の規定により休館日を開館日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(開館時間)

第４条　科学館の開館時間は、午前９時３０分から午後４時３０分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

２　市長は、前項ただし書の規定により科学館の開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(利用料金)

第５条　展示室の展示資料を観覧しようとする者は、第１１条の規定により科学館の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

２　利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

３　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、展示室(展示室以外の施設を展示に使用する場合における当該施設を含む。)において特別な企画の展示会を開催する場合の利用料金の額は、市長の承認を得てその都度定める額とする。

４　利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。

５　利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第６条　前条第１項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第７条　既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、利用料金を納付した者の責めに帰することができない理由により展示資料を観覧することができないと認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、科学館の利用を拒否し、又は中止させることができる。

（１）科学館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

（２）科学館の施設、附属設備等(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められる者

（３）前２号に掲げるもののほか、科学館の管理上支障があると認められる者

(販売行為等の禁止)

第９条　何人も、科学館において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、こ

の限りでない。

(損害賠償)

第１０条　科学館の施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第１１条　市長は、科学館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和２２年法律第６７号) 第２４４条の２第３項の規定により、その管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第１２条　市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請等)

第１３条　前条の規定による公募(以下「公募」という。) に係る指定管理者の指定を受けようとするものは、科学館の管理に関する業務の実施方法その他の事項についての計画書(以下「事業計画書」という。) その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定により申請したもののうち、次に掲げる基準(以下「指定の基準」という。) に最も適合していると認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

（１）事業計画書の内容が科学館の管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

（２）事業計画書に沿つた科学館の管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定の特例)

第１４条　前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、新たに公募を行ういとまがない場合は、法人その他の団体の中から科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると思料するものを指定管理者として指定することができる。

（１）前条第２項の規定により指定管理者として指定しようとしたものが、地方自治法第２４４条の２第６項の規定による議会の議決を経るまでの間に、新たに判明した事実により科学館の管理を行うことが不適当と認められた場合又はそのも

のの事情により指定管理者の指定を辞退した場合で、同一の公募により、前条第１項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)をしたものに指定の基準に適合していると認めるものがないとき。

（２）指定の申請をしたものに指定の基準に適合していると認めるものがない場合

（３）指定の申請をするものがない場合

２　市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、当該団体に対し、前条第１項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して当該団体を指定管理者として指定するものとする。

(その他の事項の規則委任)

第１５条　第１１条から前条までに定めるもののほか、指定の申請の資格、指定管理者の指定の手続等について必要な事項は、別に規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第１６条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）科学館の休館日を定めること(第５号に規定する業務の遂行上必要と認められる場合に限る。以下この号において同じ。)、休館日を開館日とすること、及び開館時間の変更に関する業務。ただし、これらの業務を行うときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（２）利用の制限に関する業務

（３）販売行為等の許可に関する業務

（４）相模川の自然を通して市民文化の向上を図るための事業及び自然への理解を深める事業の実施に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

（５）科学館の施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

（６）前各号に掲げるもののほか、科学館の管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの

(指定管理者の管理に係る読替え)

第１７条　科学館の管理を指定管理者が行う場合において、第３条、第４条及び第８条から第１０条までの規定の適用については、第３条第１項第３号中「市長」とあるのは「市長又は第５条第１項に規定する指定管理者」と、同条第２項及び第３項中「市長」とあるのは「第５条第１項に規定する指定管理者」と、第４条中「市長」とあるのは「次条第１項に規定する指定管理者」と、第８条、第９条及び第１０条本文中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第１８条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して８月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和６２年規則第５６号で昭和６２年１１月１６日から施行)

附　則(平成１１年１２月２２日条例第４５号抄)

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則(平成１４年１２月２４日条例第５２号)

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則(平成１７年６月３０日条例第４１号)

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の相模原市立相模川ふれあい科学館条例(以下「新条例」という。)の規定(新条例第１２条から第１５条までの規定を除く。)は、平成１８年４月１日以後の相模原市立相模川ふれあい科学館の管理について適用し、同日前の相模原市立相模川ふれあい科学館の管理については、なお従前の例による。

附　則(平成１７年７月１日条例第５３号)

この条例は、平成１７年７月２日から施行する。

附　則(平成２１年１２月２２日条例第３６号抄)

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則(平成２７年１０月１日条例第６５号)

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則(平成２８年３月２５日条例第２７号抄)

(施行期日)

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。(後略)

別表(第５条関係)

区分	大人	小人
個人	３９０円	１３０円
団体(２０人以上)	１人につき　３１０円	１人につき　１００円

備考　小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。